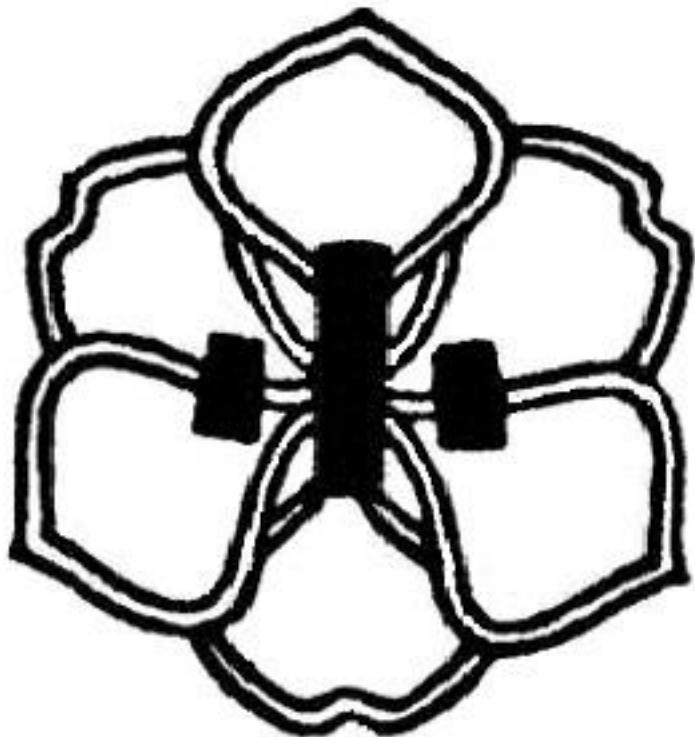


保 護 者 と 教 職 員 の 会

規 約



小平市立小平第十三小学校

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会 規約

第一条 (名称)

この会は小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会(略称・十三小保教の会)とする。

第二条 (目的)

この会は、常に子どもたちのことを考え、保護者と教職員が互いに学び合い、協力し、家庭・学校・地域における子どもたちのよりよい成長をはかることを目的とする。

第三条 (方針および活動)

1. 学級・学年を基盤とした活動をする。
2. 共に学び合い理解を深め連帯感を育てる。
3. 子どもたちを取り巻く教育環境の改善を図る。
4. 子どもたちに関わる地域活動に参加・協力する。
5. 学校の教育活動に協力する。
6. その他、目的を達成するために必要な活動をする。
7. 会や委員の名で特定の政党や宗教等を支持しない。また、営利を目的とする行為も行わない。

第四条 (会員)

1. この会の会員は、この会の目的と方針に同意するこの学校の児童の保護者と教職員である。
2. 会員はすべて平等の権利を持ち、義務を負う。
3. 会員はすべての会議を傍聴できる。

第五条 (学級委員・運営連絡委員・会計監査および選出管理委員)

1. 学級委員は各学級から2名選出する。運営連絡委員は保護者会員より7名、教職員会員より2名選出する。運営連絡委員の選出方法については細則で定める。
2. 学級委員は、運営委員会に各学級の意見等を出し、運営委員会で決まったことを各学級に持ち帰り報告する。運営委員会で決まった仕事を行う。各学級の親睦会等を手配する。
3. 運営連絡委員は、以下の仕事を分担する。

代表(1名)

この会を代表し、総会・運営委員会を招集し、総会および運営委員会の決定に基づいて会務を行う。

副代表(2名、副校长)

代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。

書記(2名、教職員1名)

総会および運営委員会の議事と会の活動を記録し、会員に知らせる。

会計(2名)

会計業務を行い、会計報告をする。

- また運営連絡委員は、運営委員会の準備・まとめ・報告・各学年への連絡をする。
4. 運営連絡委員の任期は、定期総会から次の定期総会までとする。
 5. 会計監査は、前年度の運営連絡委員の2名とし、第1回運営委員会で承認を受ける。(原則として会計をあてる) 年度末に監査をし、総会に報告をする。任期は1年とする。
 6. 運営連絡委員選出管理委員(略称・選管)は6名選出し、第1回運営委員会で承認を受け、保護者の運営連絡委員選出に関する事務を行い、その内容については細則で定める。

第六条 (総会)

1. 総会は、この会の最高議決機関で、全会員で構成される。
2. 定期総会は、年1回5月に開催する。必要に応じて、臨時総会を開催できる。
3. 総会は、活動報告・活動計画の検討と承認、予算・決算の審議と承認、運営連絡委員・会計監査の紹介、その他の重要事項の審議を行う。
4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の1/8以上から要求があったときに開催する。

5. 総会は全会員の1/2以上(委任状をふくむ)の出席により成立し、議決は出席会員の過半数とする。総会の議決権は、一世帯一票とする。
6. 総会の議長は、総会に出席した会員の互選により決定する。ただし、学級委員・運営連絡委員・会計監査が議長になることはできない。
7. 書面開催の場合、総会資料と書面表決書を世帯ごとに配布する。全会員の1/2以上の書面表決書の提出により成立し、議決は提出された表決書の過半数とする。

第七条 (運営委員会)

1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決、執行機関であり、各学級の学級委員と運営連絡委員と担当の教職員で構成される。
2. 運営委員会は原則として最低年3回(学期1回)開催する。なお、運営連絡委員または学級委員からの要請があり、代表が認めた場合は、臨時に運営委員会を開催することができる。
3. 運営委員会は学級を基盤として、子どもたちを取り巻く状況を話し合い、問題があるときは、そのことについて話し合う。また総会で決定された事項を行う。
4. 活動計画・予算案を立案し、活動報告・決算案等を検討して、総会に提出する。
5. 運営委員会は全委員2/3以上の出席により成立し、議決は出席委員の過半数とする。ただし、体調不良等のやむを得ない事情で欠席をする場合に限り、所定の手順で連絡を行ったときに委任扱いとする。

第八条 (会計)

1. この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
2. この会の予算は、会員の会費でまかなう。
3. 会費は一世帯年額1,000円とする。
4. 保教の会から学校に備品を寄贈等する又は30万円を超える予算の執行を行う場合は会員の周知の上会員の2/3以上の承認を得ること。

第九条 (弔慰規定)

会員もしくは児童に対する弔慰金は、5,000円とする。その他特別な場合(および緊急の場合)は、別途協議、決定をする。

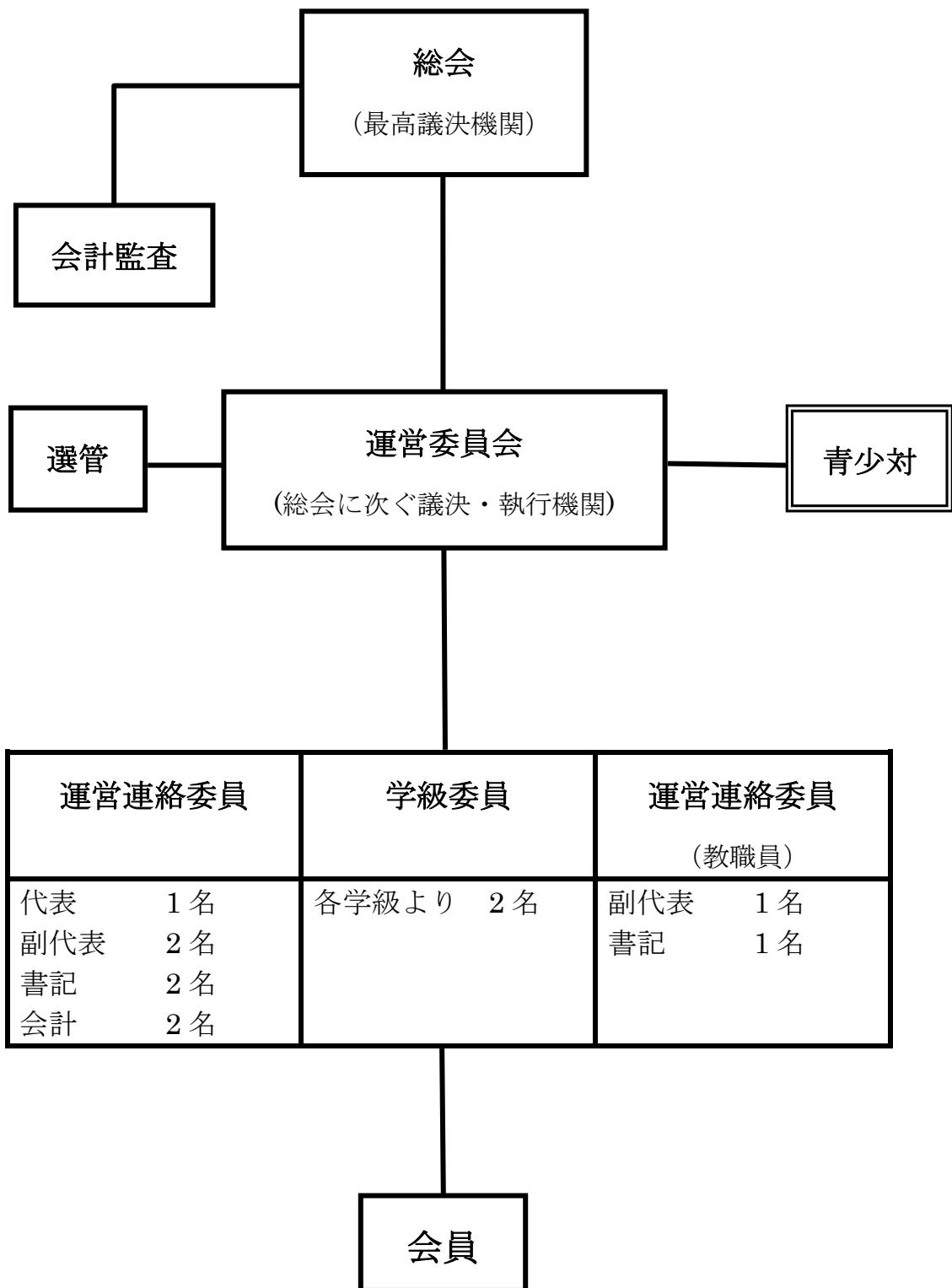
第十条 (個人情報の保護)

1. この会の活動を進めるために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」を定め、適正に運用すること。その詳細は運営委員会に委ねることとする。
2. 会員以外にも活動を周知する場合がある。
3. 会の連絡を会員に効率的に周知するため、連絡業務を学校に委託する。その際、業務委託契約の締結等適切な措置をとることとし、その詳細は運営委員会に委ねる。

付則

- ①この規約は各機関で検討し、総会において変更することができる。
- ②この規約は平成8年4月1日より施行する。
- ③平成12年5月26日 第七条の2 改正
- ④平成13年12月15日 第五条 一部改正、施行細則 追加
- ⑤平成14年5月31日 第一条 第五条 一部改正
- ⑥平成16年3月13日 施行細則5④ 改正
- ⑦平成17年5月6日 第八条の3 改正
- ⑧平成17年9月20日 施行細則6 改正
- ⑨平成22年5月17日 第七条の2 改正、施行細則6 追加
- ⑩平成23年5月16日 第五条の1・3 改正、施行細則 一部改正
- ⑪平成28年5月18日 第一条 第五条の5 改正、施行細則 一部改正
- ⑫平成30年5月16日 施行細則5① 改正、施行細則 一部改正
- ⑬令和5年5月19日 第八条の4 追加
- ⑭令和6年5月24日 第六条の7 追加、第七条の5 一部改正
施行細則<運営連絡委員選出規定>5の③ 一部改正
- ⑮令和7年5月31日 第十条 追加

【十三小保教の会】のしくみ

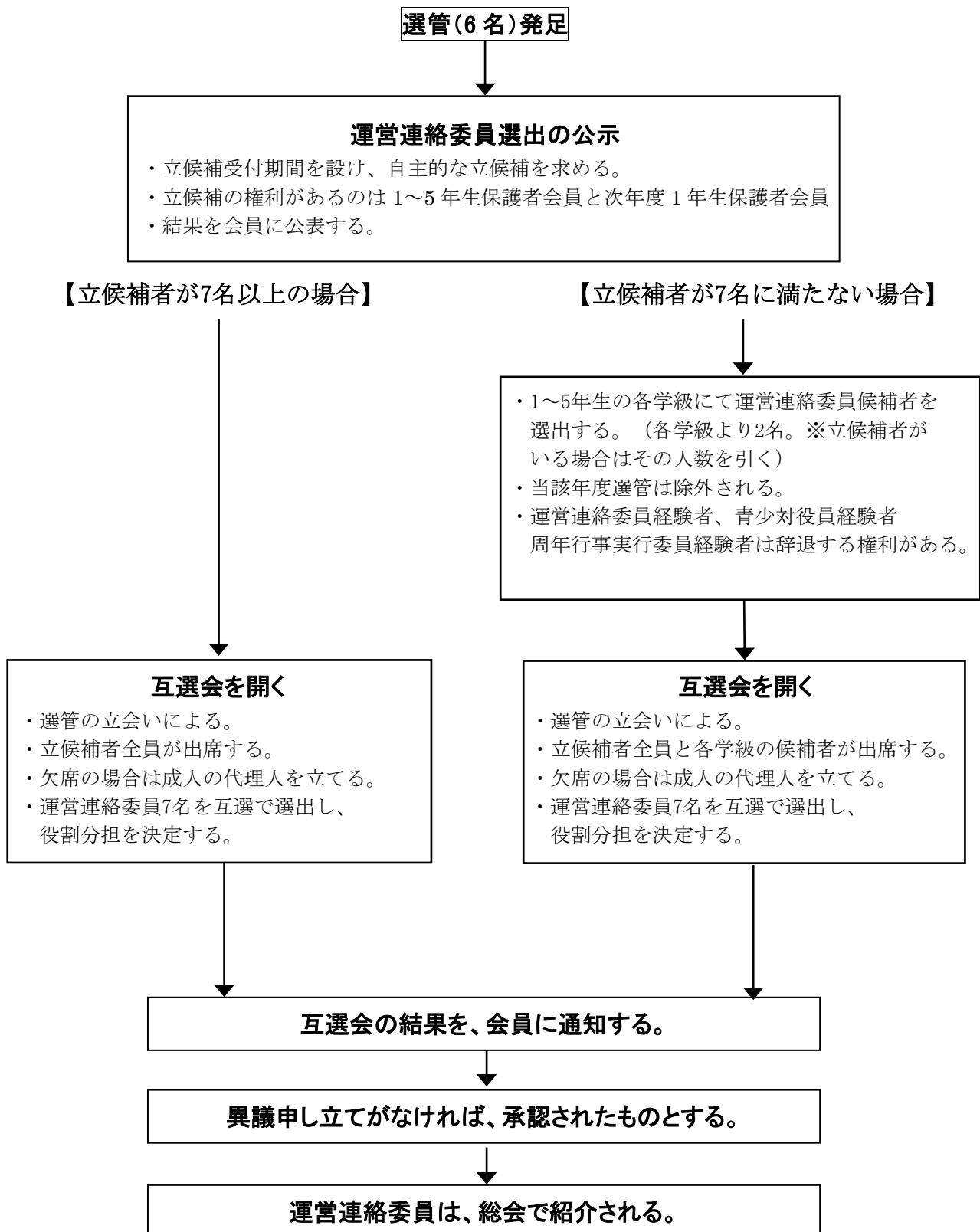


施 行 細 則

<運営連絡委員選出規定>

1. 運営連絡委員選出管理委員(略称・選管)は本則第五条の規定に従い、次年度の運営連絡委員(以下・運営連絡委員)選出のための活動をする。
2. 選管は、会員に運営連絡委員選出を行うことを知らせ、保護者会員からの自主的な立候補を求め、その結果を公表する。
3. 選管の立会いにより運営連絡委員立候補者は一堂に会して互選会を行い、3月末日までに運営連絡委員を選出する。また、やむをえず互選会を欠席する場合は、成人の代理人を立てる。
4. 役割分担は、選出された運営連絡委員の互選によって決まる。
5. 選管は、運営連絡委員立候補者が定数に満たない場合、次の条件により、各学級から運営連絡委員候補者を選出するよう通知する。
 - ①1年生～5年生の各学級から2名候補者を選出する。ただし、学級から立候補者が出ている場合は、その人数を引いた候補者を選出する。
 - ②選管は、候補者から除外される。
 - ③前年度までの運営連絡委員経験者、青少対役員経験者および周年行事実行委員経験者は候補者となることを辞退する権利を有する。
6. 立候補者と各学級で選出された候補者は、選管の立会いにより一堂に会して互選会を行い、運営連絡委員を選出する。また、やむをえず互選会を欠席する場合は、成人の代理人を立てる。
7. 教職員会員の運営連絡委員は、学校側が定める。
8. 選管は、互選会の結果選出された運営連絡委員を会員に通知する。異議申し立てがなければ、運営連絡委員が承認されたものとする。

＜運営連絡委員選出の流れ＞



<学級委員の選出方法>

- ・第1回学級保護者会において、学級委員2名を選出する。
- ・運営連絡委員経験者、青少対役員経験者および周年行事実行委員経験者は免除される。但し、立候補することはできる。

<運営連絡委員選出管理委員の選出方法>

- ・第1回学級保護者会において、3年生・5年生から各学級より2名ずつ選管候補者を選出する。選管候補者は学級保護者会後に全員集まり、運営連絡委員立会いのもとで互選により、各学年3名、計6名の選管を選出する。なお、学級数が3学級の場合は、各学級より1名ずつ選管を選出する。
- ・運営連絡委員経験者、青少対役員経験者および周年行事実行委員経験者は免除される。但し、立候補することはできる。
- ・第1回運営委員会で承認を受ける。
- ・承認後、互選により委員長を選出し、運営委員会に報告する。

<加入申込書について>

- ・加入申込書は、新1年生の保護者および転入生の保護者に配布・回収する。

<会費の納入について>

- ・会費は一括納入とし、納入方法は以下の通りとする。
 - ①会計は、必要事項(会員氏名・児童氏名)を記入する用紙を配布する。
 - ②会員は、用紙に必要事項を記入の上、手持ちの封筒に貼り付け、その封筒で会費を納める。
 - ③会計は、集金後、封筒に領収印を押印の上返却する。
- ・転出入者の会費の納入は次の通りとする。
 - ①4月～9月の転入者は会費の全額を納入する。
 - ②10月～3月の転入者は会費の半額を納入する。
 - ③転出者には会費の返金は行わない。

- 卒業まで保管して御利用下さい。
- 十三小保教の会の会議など、色々な活動に必ず持参し、参考にしてください。

令和7年5月 改定版